

令和4年6月3日

学生の皆さんへ

学 長

### 学生の県外移動等の取扱い変更について（通知）

秋田大学では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策の一環として、学生の県外移動の取扱いを定めています。

この度、秋田県内を含め全国の感染者数が減少しつつある状況を考慮の上、下記のとおり取扱いを改めましたので、内容を確認の上、ルールを厳守するようお願いいたします。また、学内でクラスター等の感染拡大があれば、一時的に教育研究活動が中断されてしまう可能性があることを念頭に置いて、これまでどおり「感染しない」「感染させない」という意識を強く持って慎重な行動を心がけてください。

#### 記

##### 1. 学生の県外移動について

これまで、県外移動は不要不急のものを控え、真に必要な場合に限り移動日の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の了解を得てから移動することとしておりましたが、今後は、不要不急のものを控えるよう推奨するものの、本日以降、届出を不要といたします。

ただし、帰秋後4日間が経過するまでは検温など健康観察を継続し、体調に異変がある場合は、登校せず保健管理センターに連絡してください。

##### 2. 健康観察及び行動の記録

全国的な感染状況は減少傾向にあるものの、自身が「感染しない」「感染させない」という自覚を持って行動してください。

また、「健康観察」及び「行動の記録」は、県外移動にかかわらず毎日行ってください。これらの記録については必要に応じて提出を求めることがあります。

検温等の健康観察を行い、発熱等体調に異変がある場合は保健管理センターの「体調不良の報告サイト」[https://www.akita-u.ac.jp/hkc/contact/physical\\_condition.html](https://www.akita-u.ac.jp/hkc/contact/physical_condition.html)により速やかに報告してください。

##### 3. 会食

会食等の機会において、「感染リスクが高まる5つの場面」に十分に気をつけ、可能な限り少人数短時間とし、大声での会話を控える等感染防止に努めてください。

4. 留意事項

- ① 本通知以外に所属学部等から通知があった場合は、その指示に従ってください。
- ② 今後の感染状況によっては取扱いを変更することがありますので、少なくとも1日1回は a・net を確認してください。

担当：秋田大学学生支援・就職課